

令和 7 年第 4 回南幌町議会臨時会議事日程

令和 7 年 1 月 28 日 (金)

午前 9 時 30 分 開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告 1 会務報告 2 例月出納検査結果報告	
4	議案第 58 号	南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例制定について	

諸般報告 1

会務報告

月日 内容

- 9月9~17日 第3回議会定例会を開催した。
- 10~12日 決算審査特別委員会を開催した。
- 17日 全員協議会を開催した。
- 同日 議会議員ハラスマント防止研修会を開催した。
- 25日 南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
- 同日 議会運営委員会所管事務調査を実施した。
- 同日 熊本県美里町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 26日 元議員会物故者追悼法要に各議員出席した。
- 同日 議会懇談会を開催した。
- 30日 利尻町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 10月 3日 美幌町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 8日 広報特別委員会を開催した。
- 同日 総務常任委員会所管事務調査を実施した。
- 10日 第2回議会評価提言者会議を開催した。
- 14日 全員協議会を開催した。
- 15日 当別町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 16日 広報特別委員会を開催した。
- 20~22日 姉妹町熊本県多良木町他行政視察のため、熊本県多良木町及び鹿児島県鹿児島市に副議長外議員4名を派遣した。
- 23日 共和町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 24~25日 空知町村議会議長会第2回定期総会が札幌市で開催され、議長出席した。
- 28日 南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
- 同日 南空知公衆衛生組合現地視察が千歳市で開催され、関係議員出席した。
- 29日 南空知消防組合議会定例会が栗山町で開催され、関係議員出席した。
- 31日 乙部町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。

- 11月 3日 教育文化功労賞・奨励賞表彰式に議長出席し、祝辞を述べた。
- 5日 沖縄県金武町議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 6日 議会議員研修会を開催した。
- 9~11日 南空知町村議会議長会連絡協議会道外行政視察のため、熊本県及び福岡県に議長出張した。
- 12日 町村議会議長全国大会が東京都で開催され、議長出席した。
- 13日 全員協議会を開催した。
- 同日 両常任委員会合同所管事務調査を実施した。
- 14~16日 姉妹町熊本県多良木町合併70周年記念式典に出席のため、熊本県多良木町に議長出張した。
- 17日 産業経済常任委員会所管事務調査を実施した。
- 18日 議会運営委員会所管事務調査を実施した。
- 19日 小学生議場見学会を開催した。
- 同日 愛知県議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。
- 21日 長幌上水道企業団議会臨時会が長沼町で開催され、関係議員出席した。
- 24日 議会報告懇談会を開催した。
- 25日 表彰審議会に関係議員出席した。

諸般報告 2

例月出納検査結果報告について

このことについて、令和7年9月16日、令和7年10月15日及び令和7年11月14日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和7年11月28日提出
南幌町議会議長 側瀬敏彦

記

南監査号
令和7年9月16日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

南幌町監査委員 白倉敏美
〃 加藤真悟

例月出納検査の結果について

令和7年9月16日に執行した令和7年8月分の例月出納検査結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和7年8月31日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和7年9月16日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和7年度

現 金 出 納 状 況

令和7年8月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		会計名	金 額	
一般会計	2,174,862,373	382,395,534	2,557,257,907	2,046,883,266	341,211,195	2,388,094,461	169,163,446	一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ		169,163,446
国保会計	242,795,481	67,245,199	310,040,680	177,022,981	104,406,758	281,429,739	28,610,941	一般会計より	0	28,610,941
介護保険会計	252,218,057	66,862,200	319,080,257	234,115,008	75,779,044	309,894,052	9,186,205	一般会計より	0	9,186,205
後期高齢者会計	30,760,013	3,267,900	34,027,913	27,316,944	3,948,983	31,265,927	2,761,986	一般会計より	0	2,761,986
歳入歳出外	214,838,447	32,322,505	247,160,952	135,769,036	32,886,378	168,655,414	78,505,538		0	78,505,538
合 計	2,915,474,371	552,093,338	3,467,567,709	2,621,107,235	558,232,358	3,179,339,593	288,228,116		0	288,228,116
一時借入金	借入先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 計 現 金 の 保 管
	南幌町農協		財政調整基金	628,601,277	農業支援対策基金	872,704			現金(つり銭)	175,000
	空知信金		減債基金	191,825,594	ふるさと応援基金	225,362,884			信金定期預金	10,577,400
			教育振興基金	3,661,850	森林環境譲与税基金	3,604,097			農協定期預金	6,801,200
			地域福祉振興基金	13,319,570	消防防災対策基金	10,002,500			農協普通預金	270,674,516
			南幌温泉ハート&ハート基金	31,553,311	国民健康保険事業特別会計基金	107,215,590				
	合 計	0	中山間ふるさと水と土保全基金	10,673,982	介護給付費等準備基金	109,058,390	合 計	1,335,751,749	合 計	288,228,116

令和7年度

下 水 道 事 業 会 計

令和7年8月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		区分	金 額	
下水道事業(預金)	258,615,700	13,961,203	272,576,903	228,788,090	11,734,994	240,523,084	32,053,819			32,053,819
下水道事業(現金)							0			0
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000		0	0	260,000			260,000
計	258,875,700	13,961,203	272,836,903	228,788,090	11,734,994	240,523,084	32,313,819			32,313,819
一時借入金	借入先	金 額	基 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 現 の 保 管	区 分	金 額
	南幌町農協							農協普通預金	32,313,819	現 金
	計	0	金 管			合 計	0	農協定期預金	0	合 計
							計 金 管			32,313,819

令和7年度

病 院 事 業 会 計

令和7年8月31日現在 (単位:円)

区 分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		区分	金 額	
病院事業(預金)	861,469,032	35,140,399	896,609,431	262,577,560	79,433,037	342,010,597	554,598,834			554,598,834
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000
病院事業(預り金)	35,512,398	5,833,999	41,346,397	32,626,223	5,750,214	38,376,437	2,969,960			2,969,960
計	897,081,430	40,974,398	938,055,828	295,203,783	85,183,251	380,387,034	557,668,794			557,668,794
一時借入金	借入先	金 額	基 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 現 の 保 管	区 分	金 額
	空知信金							信金普通預金	257,568,794	現 金
	計	0	金 管			合 計	0	信金定期預金	250,000,000	
							計 金 管			557,668,794

南監査号
令和7年10月15日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

南幌町監査委員 白倉敏美
〃 加藤真悟

例月出納検査の結果について

令和7年10月15日に執行した令和7年9月分の例月出納検査結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|---|------------|
| 1 検査現在日 | 令和7年9月30日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和7年10月15日 | |
| 3 検査意見 | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 | |

令和7年度

現 金 出 納 狀 況

令和7年9月30日現在 (単位:円)

令和7年度

下水道事業會計

令和7年9月30日現在（単位:円）

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流充用額		実残高
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額	
下水道事業(預金)	272,576,903	11,734,291	284,311,194	240,523,084	23,327,623	263,850,707	20,460,487			20,460,487
下水道事業(現金)							0			0
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000		260,000	260,000	0			0
計	272,836,903	11,734,291	284,571,194	240,523,084	23,587,623	264,110,707	20,460,487			20,460,487
一時借入	借入先	金額	基の保	名称	金額	名称	金額	歳現の保	区分	金額
入	南幌町農協							農協普通預金		20,460,487
時金	計	0	金管			合計	0	農協定期預金	現金	0

令和7年度

病院事業會計

令和7年9月30日現在（単位：ha）

区分	歳入			歳出			残高	一時借入・会計間流用額		実残高	
	前月までの受高	本月中受高	累計	前月までの払高	本月中払高	累計		区分	金額		
病院事業(預金)	896,609,431	37,626,578	934,236,009	342,010,597	51,780,186	393,790,783	540,445,226			540,445,226	
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000	
病院事業(預り金)	41,346,397	5,993,892	47,340,289	38,376,437	2,891,916	41,268,353	6,071,936			6,071,936	
計	938,055,828	43,620,470	981,676,298	380,387,034	54,672,102	435,059,136	546,617,162			546,617,162	
一時借入	借入先	金額	基の名称	金額	名称	金額	歳現の保	区分	金額	区分	金額
入	空知信金						信金普通預金		246,517,162	現金	100,000
							信金定期預金		250,000,000		
時金	計	0	金管		合計	0	農協定期預金		50,000,000	合計	546,617,162

南監査号
令和7年11月14日

南幌町議会議長 側瀬敏彦様

南幌町監査委員 白倉敏美
〃 加藤真悟

例月出納検査の結果について

令和7年11月14日に執行した令和7年10月分の例月出納検査結果を、
地方自治法第235条の2第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---------|------------|---|
| 1 検査現在日 | 令和7年10月31日 | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和7年11月14日 | |
| 3 検査意見 | | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。
現金出納状況は別紙のとおりである。 |

令和7年度

現 金 出 納 状 況

令和7年10月31日現在 (単位:円)

区分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		会計名	金 額	
一般会計	3,436,000,360	355,548,725	3,791,549,085	3,130,732,306	518,983,316	3,649,715,622	141,833,463	一時借入金等 国保会計へ 介護会計へ 後期会計へ		141,833,463
国保会計	425,270,883	64,352,168	489,623,051	380,247,330	87,804,072	468,051,402	21,571,649	一般会計より	0	21,571,649
介護保険会計	410,441,532	95,685,700	506,127,232	390,632,595	83,357,429	473,990,024	32,137,208	一般会計より	0	32,137,208
後期高齢者会計	50,709,013	5,101,700	55,810,713	46,127,301	5,946,494	52,073,795	3,736,918	一般会計より	0	3,736,918
歳入歳出外	335,817,196	36,884,970	372,702,166	229,525,529	43,669,637	273,195,166	99,507,000		0	99,507,000
合 計	4,658,238,984	557,573,263	5,215,812,247	4,177,265,061	739,760,948	4,917,026,009	298,786,238		0	298,786,238
一時借入金	借入先	金 額	基 金 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	名 称	金 額	歳 計 現 金 の 保 管
	南幌町農協		財政調整基金	515,785,490	農業支援対策基金	872,704			現金(つり銭)	175,000
	空知信金		減債基金	191,897,730	ふるさと応援基金	225,362,884			信金定期預金	10,577,400
			教育振興基金	3,661,850	森林環境譲与税基金	3,604,097			農協定期預金	6,801,200
			地域福祉振興基金	13,319,570	消防防災対策基金	10,002,500			農協普通預金	281,232,638
			南幌温泉ハート&ハート基金	31,553,311	国民健康保険事業特別会計基金	107,215,590				
	合 計	0	中山間ふるさと水と土保全基金	10,673,982	介護給付費等準備基金	109,058,390	合 計	1,223,008,098	合 計	298,786,238

令和7年度

下 水 道 事 業 会 計

令和7年10月31日現在 (単位:円)

区分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高	
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		区分	金 額		
下水道事業(預金)	284,311,194	9,965,666	294,276,860	263,850,707	8,014,844	271,865,551	22,411,309			22,411,309	
下水道事業(現金)							0			0	
下水道事業(預り金)	260,000	0	260,000		260,000	260,000	0			0	
計	284,571,194	9,965,666	294,536,860	263,850,707	8,274,844	272,125,551	22,411,309			22,411,309	
一時借入金	借入先	金 額	基 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	金 額	
	南幌町農協						農協普通預金	22,411,309	現 金	0	
	計	0	金 管			合 計	0	農協定期預金	0	合 計	22,411,309

令和7年度

病 院 事 業 会 計

令和7年10月31日現在 (単位:円)

区分	歳 入			歳 出			残 高	一時借入・会計間流用額		実 残 高	
	前月までの受高	本月中受高	累 計	前月までの払高	本月中払高	累 計		区分	金 額		
病院事業(預金)	934,236,009	40,570,324	974,806,333	393,790,783	45,207,436	438,998,219	535,808,114			535,808,114	
病院事業(現金)	100,000	0	100,000	0	0	0	100,000			100,000	
病院事業(預り金)	47,340,289	5,869,856	53,210,145	41,268,353	9,023,057	50,291,410	2,918,735			2,918,735	
計	981,676,298	46,440,180	1,028,116,478	435,059,136	54,230,493	489,289,629	538,826,849			538,826,849	
一時借入金	借入先	金 額	基 の 保 管	名 称	金 額	名 称	金 額	区 分	金 額	金 額	
	空知信金						信金普通預金	238,726,849	現 金	100,000	
	計	0	金 管			合 計	0	信金定期預金	250,000,000		
							農協定期預金	50,000,000	合 計	538,826,849	

議案第58号

南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例制定について

南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出
南幌町長 大崎貞二

記

南幌きららパークキャンプ場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、南幌きららパークキャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 南幌きららパークキャンプ場

位置 空知郡南幌町南9線 西14番地、西15番地（「きららパーク」「親水公園」「南幌温泉駐車場」内）

(管理の代行)

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号以下「法」という。）

第244条の2第3項の規定により、キャンプ場の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) キャンプ場の施設、設備の維持管理及び修繕に関する業務

(2) 施設等の利用の許可に関する業務

(3) 利用料金の収受に関する業務

(4) 上記業務に付随する業務

(職員の配置)

第4条 指定管理者は、キャンプ場の管理運営のため必要な職員を配置しなければならない。

(開設期間及び利用時間等)

第5条 キャンプ場の開設期間及び利用時間等は、町と指定管理者で協議を行い決定するものとする。

(利用の申込み及び許可)

第6条 キャンプ場を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(申込みの取消し又は変更)

第7条 申込者は、利用許可を得た後において、その利用を取消し、又は変更しなければならない事情が生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出がなく、又は届出が遅れたためにキャンプ場に損害を与えたときは、申込者はその実費を納付しなければならない。ただし、その事情がやむを得ないものであると指定管理者が認めたときは、その一部又は全を免除することができる。

(利用の取消し及び制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用者の承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) その他キャンプ場の管理運営上支障があると認めたとき。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止したため利用者に損害を与えることがあってもその補償の責を負わない。

(利用料金)

第9条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に、当該公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、別表の定めによる入場料及び使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 利用者は利用料金を前納しなければならない。ただし指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の割引及び減免)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引又は減免することができる。

- (1) 割引きし、又は減免することにより、結果として施設の効用を高めることが見込まれる場合
- (2) その他指定管理者が特に認めた場合

(利用料金の前納及び返還)

第11条 指定管理者は、入場料及び使用料等について利用者に予約金として利用料金の一部を前納させることができる。

2 前項の規定による予約金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、指定管理者は、その一部又は全部を利用者に返還することができる。

(1) 利用者の責に帰すことのできない事由によって利用ができなくなったとき。

(2) 利用者から利用前に利用の取消し、又は変更の申し出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

(利用者の損害賠償)

第12条 利用者は、その利用により施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(指定の取消し等による損害賠償の免責)

第13条 法第244条の2第11項の規定により指定を取消し、又は期間を定めてキャンプ場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であつても、町長は、その賠償の責めを負わない。

(報告、調査、指示)

第14条 町長は、公の施設の管理の適正化を図るため、指定管理者に対して法第244条の2第10項の規定により、当該管理に係る業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

(1) オートキャンプ場利用料金

区分	種別	単位	町外料金	町内料金
入場料	キャンプサイト利用			
	中学生以上（1泊）	1人	2,000円以内	1,000円以内
	小学生（1泊）	1人	1,000円以内	500円以内
	デイキャンプ（親水公園区画サイトのみ）	1人	上記の50%以内	
	バーベキューハウス利用	—	無料	

(2) キャンプサイト利用料金

区分	種別	単位	町外料金	町内料金
使用料	キャビン（1泊）	1区画	15,000円以内	7,500円以内
	区画オートサイト（1泊）	1区画	5,000円以内	2,500円以内
	区画オートサイト（1泊）（ペットサイト）	1区画	7,000円以内	3,500円以内
	区画サイト（1泊）	1区画	3,000円以内	1,500円以内
	キャンピングカーサイト（1泊）	1区画	2,500円以内	1,200円以内
	親水公園区画サイト（1泊）	1区画	1,000円以内	500円以内
	デイキャンプ（親水公園区画サイトのみ）	1区画	上記の50%以内	

(3) バーベキューハウス利用料金

区分	種別	単位	町外料金	町内料金
使用料	バーベキューハウス（1回）	1人	600円以内	300円以内

備考

- 利用料金は、入場料に使用料を加えた額とする。
- キャンプサイト（デイキャンプを除く）の利用時間は、午後1時から翌日午前11時までとする。ただし、同一の種別で2泊以上連続して使用する場

合は、利用開始日及び利用終了日を除く期間中の午前11時から午後1時までの時間は、1泊の時間に含むものとする。

- 3 デイキャンプ（親水公園区画サイトのみ）の利用時間は、午前11時から午後6時までとする。
- 4 バーベキューハウスの利用時間は、午前11時から午後8時までとする。
- 5 入場料及び使用料は、消費税を含むものとする。

提案理由

南幌きららパークキャンプ場の整備に伴い、本案を提案するものである。

